

動薬協会発 10 号
平成 29 年 4 月 5 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 福井 邦顕
(公印省略)

オーエスキ一病防疫対策要領に基づく清浄化対策の実施に当たっての留意事項
について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり動物衛生課長通知（28 消安第 5934 号）がありましたので、お知らせします。

28消安第5934号
平成29年3月31日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

オーエスキ一病防疫対策要領に基づく清浄化対策の実施に当たっての留意
事項について

このことについて、別添のとおり都道府県宛てに通知しましたので、御了知の上、
貴職におかれましては、オーエスキ一病防疫対策の推進に御協力方よろしくお願いし
ます。



写

28消安第5934号
平成29年3月31日

都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

オーエスキ一病防疫対策要領に基づく清浄化対策の実施に当たっての留意事項について

オーエスキ一病の防疫対策については、「オーエスキ一病防疫対策要領」（平成22年3月19日付け21消安第14413号農林水産省消費・安全局長通知。以下「対策要領」という。）を定め、本病の浸潤状況に応じた対策を推進してきたところです。これまでの取組の結果として、本病の清浄化は大きく進展しているものの、一部の地域で野外抗体陽性豚が残っている状況を踏まえ、本病の清浄化に向けて更なる対策を図るため、「オーエスキ一病防疫対策要領の一部改正について」（平成29年3月31日付け28消安第5862号農林水産省消費・安全局長通知）が発出されましたのでお知らせいたします。

また、改正後の対策要領に基づき本病の清浄化対策を実施するに当たって留意すべき事項を別添のとおり整理いたしましたので、通知いたします。

なお、現行の「オーエスキ一病防疫対策要領に基づく清浄化対策の実施に当たっての留意事項について」（平成20年6月9日付け20消安2521号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）及び「オーエスキ一病抗体検査成績の報告について」（平成4年7月14日付け国内防疫班長事務連絡）は廃止する旨、申し添えます。

オーエスキ一病防疫対策要領に基づく清浄化対策の実施に当たっての留意事項について
(平成29年3月31日付け28消安第5934号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知)

1 オーエスキ一病ワクチンの抗体識別タイプ

「オーエスキ一病防疫対策要領」(平成3年3月22日付け3畜A第431号農林水産省畜産局長通知。以下「対策要領」という。)Ⅰの3の「ワクチンの抗体識別タイプは全国で同一種類のもの」は、g Iとする。

2 モニタリング検査における農場並びにモニタリング検査及び清浄度確認検査における対象豚の抽出

対策要領Ⅲの1及び4の(2)に基づく各農場における検査対象豚の選定に当たっては、飼育豚舎や豚房に偏りがないよう、繁殖豚及び本病の移行抗体の消失時期を考慮した月齢の高い肥育豚を対象として、乱数表の活用等により、無作為に抽出するものとする。なお、一貫経営農場における検査対象豚の抽出に当たっては、繁殖豚がその半数以上となるよう努めるものとする。

3 清浄化段階ごとの地域区分の情報提供

対策要領Ⅲの4の(1)のウについては、各都道府県に設置されたオーエスキ一病地域防疫協議会名、各都道府県内で区分された各地域の名称、各地域に属する町村名及び各地域のステータスを農林水産省ホームページに公開するものとする。

4 民間獣医師を活用した検査材料の採材

対策要領Ⅲの4の(2)のウの民間獣医師による採血については、清浄度確認検査の検査結果の信頼性を確保する観点から、民間獣医師の採材が適切に行われているか否かについて、必要に応じて都道府県が立入検査等により確認するものとする。

5 清浄度確認検査について

ワクチンを接種した豚を飼養する農場における清浄度確認検査については、ワクチン免疫豚への置換状況を把握するためにも、g I抗体検査(g I抗体識別ELISA検査をいう。以下同じ。)と全抗体検査(野外抗体及びワクチン抗体いずれも検出可能であるラテックス凝集反応検査及び全抗体ELISAをいう。以下同じ。)を併用するよう努めること。

6 ワクチン接種中止について

対策要領Ⅲの4の(3)の才の(才)のワクチン接種の中止については、A検査又はこれと同等以上の信頼度を有する検査において、少なくとも繁殖豚の60%を超える個体がワクチン免疫豚であることが望ましい。

7 g I抗体検査について

g I抗体検査は競合法であるため、感染初期の抗体価が上がりはじめの時など血清中のg I抗体の成分が少ない場合には検出できないことがあることに留意すること。特に、ワクチン非接種豚の検査については全抗体検査を用いて検査をするよう努めること。